

団体賛助会員の仕組みを活用した会員増強策の実施について

1 概要

昨今の育成会会員減少に歯止めをかけるため、個人のみならず地域内の障害児者福祉サービス事業所（ここでは主に放課後等デイサービス）を「賛助会員（団体賛助会員）」として位置付けることで、正会員育成会および支部育成会における会員増強を促進する方向を提案するものです。

2 背景

会員の高齢化や新規会員の加入が進まない状況を背景として、特に市町村育成会組織が解散や休止となるケースも散見されるようになっており、これは育成会組織の活力低下はもちろんのこと、情報交流誌「手をつなぐ」の発刊部数減（あわせて地方活動助成金の減）も招くこととなります。

ただ、従来の個人を中心とした会員増強策については、多くのハードルがあります。たとえば特別支援学校や学級へ育成会の会員募集チラシを配布することも困難な状況があり、仮に会員募集チラシが配布できたとしても、高齢化した地域育成会の会員が個別に勧誘活動すること自体が難しい状況です。こうした状況を踏まえた、実現可能性のある会員増強策が求められています。

3 取組みの方向性と到達目標

会員の高齢化や新規会員の加入が進まない現状を改善するため、正会員育成会もしくは市町村育成会組織（以下「地方育成会組織」という。）が個別の会員勧誘をせずに地域育成会組織の会員増を目指す手法として、賛助会員（団体賛助会員）の仕組みを活用した会員増強策を提案いたします。具体的には、地元の放課後等デイサービス（以下、放デイ）や児童発達支援、あるいは特別支援学校のPTAや小規模サークルなど、知的・発達障害児が在籍する団体を「団体賛助会員」として迎え入れる手法となります。中でも、近年各地で増加傾向にある放デイは有力なターゲットとなります。以下、基本的には放デイ事業所

を前提に説明いたしますが、児童発達支援も完全に同じ手法を使うことができます。また、特別支援学校のPTAや小規模サークルの場合は、団体賛助会費を安く設定することで同趣旨の効果がきたされます。

この取組みの到達目標は次のとおりです。なお、具体的な取組み方法については、方向性を理事会でご承認いただいた後、ガイドラインなどの形で取りまとめた上で、地方育成会組織向けのオンライン説明会を実施することといたします。

- (1) 放デイ事業所を「団体賛助会員」として地方育成会組織へお招きする
- (2) 団体賛助会費を「3～5万円」に設定（※1）し、情報交流誌「手をつなぐ」を2～3冊お届けする（利用する保護者に輪読してもらう）
- (3) あわせて、地方育成会組織の会報や研修会、イベントなどの開催チラシなども保護者へ渡していただく
- (4) 放デイを卒業する際に、保護者が個人会員として参加していただけるように会員募集の配布や育成会加入説明会の開催などをしていただく
- (5) 会費やチラシ配布などの見返り（※2）として、放デイが主宰する保護者勉強会（※3）などへ育成会の役員などを講師として無料で派遣するほか、全育連が用意する研修会動画などを無料で提供する

※1 すでに規約などで団体賛助会費を定めている場合は、無理に規約などを変更する必要はありません

※2 分かりやすく「見返り」と表記していますが、育成会はあくまで会員組織ですので、正確には「団体賛助会員への福利厚生」となります。

※3 令和6年4月から、児童発達支援や放デイでは保護者向けの勉強会などを開くとより多くの加算が算定できるようになります（※4参照）

これにより、次の4点を同時に達成することができます。

(A) 若年層会員を勧誘する素地の醸成

放デイをターゲットとすることで、事業所を卒業するタイミングで個人会員として勧誘できるチャンスがあります。若年層では育成会の存在を知らない割合が50%程度（大阪手をつなぐ育成会調べ）という中であって、

放デイ事業所経由で会報や研修会、イベントなどの開催チラシを配布してもらえる環境は、十分に若年層会員を勧誘する素地の醸成といえます。

(B) 情報交流誌「手をつなぐ」頒布の促進（地方活動助成金の増額）

「手をつなぐ」については、購読促進の観点から購読数に応じて全育連から正会員育成会へ地方活動助成金をお支払しており、これは地方育成会組織の活動費にもなっています。近年は発刊部数の落ち込みにより地方活動助成金も減額傾向にありますが、団体賛助会費を3万円に設定するのであれば、「手をつなぐ」も1冊ではなく3冊程度は購読できますので、地方活動助成金も3冊分増額されることとなります。

(C) 正会員育成会・支部育成会の活動経費確保

団体賛助会費を3～5万円に設定できる理由は後述しますが、地方育成会組織にとって活動経費の確保は重要です。たとえば年会費3万円で放デイ事業所5か所から団体賛助会費を得られたならば、新たに15万円の収入増となります。ここから「手をつなぐ」購読費を除いた13万円程度を投じて、育成会活動の活性化を図ることが期待されます。たとえば、障害児と保護者を対象とした日帰りバス旅行を無料または低額で実施する、障害児をターゲットにした研修会を参加費無料で開催するといった取組みが想定されます。これにより、育成会の認知度向上と個人会員の勧誘機会増加も図ることができます。

(D) 事業所における支援の質向上

放デイ事業所については玉石混交の状況であることが指摘されているところですが、まずは地方育成会組織からの呼びかけに応じる放デイ事業所に団体賛助会員となっただけで方向でまったく問題ありません。後述のとおり、団体賛助会員となった事業所には地方育成会組織の役員等が出入りすることになりますので、それが「外からの目」となって事業所における支援の質を向上させることにもつながります。知的障害児者の権利擁護を活動の軸に据える育成会として、非常に重要な取組みとなります。

4 本取組みの特長

放デイ事業所をターゲットとした本取組みの特長としては、主に4点挙げられます。

(あ) 窓口を1本化できる

個人会員の増強を目指す場合には、必然的に勧誘や会員管理なども含めて人数分の対応が必要ですが、団体賛助会員であれば原則的に事業所の担当者が窓口となりますので、「手をつなぐ」や各種チラシを届けるにしても、大幅に負担が軽減され、持続可能性が高まります。

(い) 放デイの場合には必ず「卒業」するタイミングがある

放デイは必ず高等部卒業とともに利用が終了します。そのタイミングで個別に地方育成会組織への加入を勧誘することが可能です。まったく育成会のことを知らない保護者よりも、十分に存在を知っていただいた上で勧誘することが可能となります。

もちろん、放デイに在籍している間から育成会の会員となっただけのチャンスがあれば、積極的に勧誘することが求められます。

(う) 団体賛助会費で育成会活動を活性化できる

個人会員の場合には1人当たり3,000円/年といった金額設定となりますが、団体賛助会費については3~5万円/年の金額設定でまったく問題ありません。なぜなら、福利厚生によって提供される「地方育成会組織の役員等の無償派遣」や「全育連が収録した研修会動画の無料視聴権限」が、放デイ事業所にとっては非常に魅力的(※4)だからです。

※4 令和6年4月から、児童発達支援と放デイに設定されている「家族支援加算」が改変され、事業所内でグループ勉強会などを行うと、1人1日800円、オンラインでグループ勉強会などを行うと、600円が加算されます。この勉強会で事業所側が「先輩親御さんの話を聞く」というテーマを設定した際に地方育成会組織の役員等を無料で派遣すれば、事業所側には大きなメリットとなります。また、全育連が収録した研修動画(たとえば障害基礎年金学習会DVD)を放映することも有効です。

さらに、全育連からは放デイ事業所の職員向け研修会についても、収録した研修動画を提供する予定です。特に法定義務研修については全職員の受講が必須ですので、非常に喜ばれます。そして、基本的にすべての事業所が研修会開催の経費を予算で計上していますが、団体賛助会員になれば。その分の費用は浮くこととなります。そのため、団体賛助会費を3～5万円に設定しても、まったく問題ないわけです。

(参考：障害児者福祉サービス事業所に求められる各種研修)

【法定研修】

- ① 業務継続計画に関する研修（基準第33条の2）
- ② 感染対策研修（基準第34条、第71条、第90条）
- ③ 身体拘束等適正化研修（基準第35条の2）
- ④ 虐待防止研修（基準第40条の2）
- ⑤ 非常災害対策の訓練（基準第70条）
- ⑥ 安全衛生教育（基準第71条、第90条、安衛法の雇い入れ時、作業内容変更時の教育）
- ⑦ 安全計画による研修（障害児通所基準第42条の2）
- ⑧ 資質向上の研修（基準第33条、第68条、処遇改善加算）

【法定ではないが、周知のために研修が必要と考えられるもの】

- ① 職場におけるハラスメント（基準第33条、第68条）
- ② 秘密保持等（基準第36条）
- ③ 苦情解決（基準第39条）
- ④ 事故発生時の対応（基準第40条）*KYT、ヒヤリハットなど含む
- ⑤ 緊急時等の対応（基準第64条）
- ⑥ 生産活動の安全性を確保するための措置（基準第84条）
- ⑦ 意思決定支援に関する研修（基準第3条）
- ⑧ 個別支援計画、アセスメント、ケア記録に関する研修

(え) 支部育成会に代わって正会員が前面に立つこともできる

本取組みは個人ではなく団体を対象としていますので、都道府県・政令市単位の正会員が直営で取り組んでいただくことも可能です。むしろ、せつ

かくの団体賛助会員を取り逃がすことにもなりかねませんので、支部育成会が動けない事情がある場合には、正会員が前面に立って取組みを進めることが期待されます。

5 インセンティブの設定

本取組みは育成会活動の再活性化を図るために極めて重要なものであることから、軌道に乗るまでの間（2～3年）については地方活動助成金への上乗せといったインセンティブ（※5）を設定します。なお、インセンティブに要する経費については、会費収入以外から別途に確保することといたします。

※5 たとえば、新規に団体賛助会員となった事業所等を名簿にして提出していただいた場合、1団体当たり一定額を地方活動助成金へ上乗せするといったインセンティブを想定しています。

以 上